（海洋再生可能エネルギー企画官）

第二百五十五条の四　新エネルギー課に、海洋再生可能エネルギー企画官一人を置く。

2　海洋再生可能エネルギー企画官は、命を受けて、次に掲げる事務のうち特定事項を処理する。

一　海洋再生可能エネルギーに関する政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二　海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）の施行に関すること。

第三款　資源・燃料部

［削除］

第二百五十五条の五・第二百五十五条の六

［略］

（採石対策官）

第二百五十六条　鉱物資源課に、採石対策官一人を置く。

［削除］

2　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和元年七月一日から施行する。

［新設］

（海洋再生可能エネルギー企画官）

第二百五十五条の三　新エネルギー課に、海洋再生可能エネルギー企画官一人を置く。

2　海洋再生可能エネルギー企画官は、命を受けて、次に掲げる事務のうち特定事項を処理する。

一　海洋再生可能エネルギーに関する政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二　海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）の施行に関すること。

第三款　資源・燃料部

（海洋再生可能エネルギー企画官）

第二百五十五条の四・第二百五十五条の五

［略］

（鉱物資源開発企画官及び採石対策官）

第二百五十六条　鉱物資源課に、鉱物資源開発企画官一人及び採石対策官一人を置く。

2　鉱物資源開発企画官は、命を受けて、鉱物資源課の所掌事務のうち鉱物資源を有する国との協力関係の強化等による当該国における鉱物資源の開発の促進に関する事務に参画する。

3　［略］

○経済産業省国土交通省令第二号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省・国土交通省関係省令の整理に関する省令を次のように定める。

令和元年七月一日

経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省・国土交通省関係省令の整理に関する省令

次に掲げる省令の規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

一　砂利の採取計画等に関する規則（昭和四十三年通商産業省建設省令第一号）

二　石油パイプライン事業法施行規則（昭和四十七年通商産業省運輸省建設省令第一号）

三　石油パイプライン事業の業務の監督に関する省令（昭和四十七年通商産業省運輸省令第五号）

附　則

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

○経済産業省環境省令第三号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省・環境省関係省令の整理に関する省令を次のように定める。

令和元年七月一日

経済産業大臣　世耕　弘成
環境大臣　原田　義昭

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省・環境省関係省令の整理に関する省令

（工業用水法施行規則等の一部改正）

第一条　次に掲げる省令の規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

一　工業用水法施行規則（昭和三十二年通商産業省令第二十二号）

二　特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行規則（平成五年総理府厚生省通商産業省令第一号）

三　特定家庭用機器再商品化法施行規則（平成十二年厚生省通商産業省令第一号）

四　使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則（平成十四年経済産業省環境省令第七号）

五　使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行規則（平成二十五年経済産業省環境省令第三号）

六　フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則（平成二十六年経済産業省環境省令第七号）